

東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案の概要

1 改正理由

- (1) 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）の施行に伴い必要があるからである。
- (2) 国民健康保険税の税率等を見直すため必要があるからである。

2 主な改正内容

- (1) 国民健康保険税の課税額の算定根拠に、国民健康保険事業費納付金に充てるための費用を規定する。（第 2 条関係）
- (2) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る税率等を次のように改める。（第 3 条第 1 項、第 5 条から第 6 条まで、第 7 条の 2 から第 8 条まで、第 9 条の 2 関係）

区分		改正後	改正前
		平成 30 年度分以降	平成 29 年度分まで
基礎課税額	所得割額	5. 69%	5. 54%
	均等割額	25, 300 円	25, 100 円
	平等割額	24, 400 円	25, 400 円
後期高齢者支援金等課税額	所得割額	1. 52%	1. 4%
	均等割額	6, 700 円	6, 400 円
	平等割額	6, 700 円	6, 800 円
介護納付金課税額	所得割額	1. 22%	1. 1%
	均等割額	7, 200 円	6, 800 円
	平等割額	[4, 700 円]	4, 700 円

[] は改正なし。

- (3) 低所得世帯に係る被保険者均等割額の減額について次のように改めること。（第 23 条関係）

区分		改正後	改正前
		平成 30 年度分以降	平成 29 年度分まで
基礎課税額	7 割軽減	17, 710 円	17, 570 円
	5 割軽減	12, 650 円	12, 550 円
	2 割軽減	5, 060 円	5, 020 円
後期高齢者支援金等課税額	7 割軽減	4, 690 円	4, 480 円
	5 割軽減	3, 350 円	3, 200 円

	2割軽減	1, 340円	1, 280円
介護納付金課税額	7割軽減	5, 040円	4, 760円
	5割軽減	3, 600円	3, 400円
	2割軽減	1, 440円	1, 360円

- (4) 低所得世帯に係る世帯別平等割額の減額について次のように改めること。(第23条関係)

区分			改正後	改正前
			平成30年度分以降	平成29年度分まで
基礎課税額	7割軽減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	17, 080円	17, 780円
		特定世帯	8, 540円	8, 890円
		特定継続世帯	12, 810円	13, 335円
	5割軽減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	12, 200円	12, 700円
		特定世帯	6, 100円	6, 350円
		特定継続世帯	9, 150円	9, 525円
	2割軽減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4, 880円	5, 080円
		特定世帯	2, 440円	2, 540円
		特定継続世帯	3, 660円	3, 810円
後期高齢者支援金等課税額	7割軽減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4, 690円	4, 760円
		特定世帯	2, 345円	2, 380円
		特定継続世帯	3, 517円	3, 570円
	5割軽減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3, 350円	3, 400円
		特定世帯	1, 675円	1, 700円
		特定継続世帯	2, 512円	2, 550円
	2割軽減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1, 340円	1, 360円
		特定世帯	670円	680円
		特定継続世帯	1, 005円	1, 020円

介護納 付金課 税額	7割軽減	[3, 2 9 0 円]	3, 2 9 0 円
	5割軽減	[2, 3 5 0 円]	2, 3 5 0 円
	2割軽減	[9 4 0 円]	9 4 0 円

[]は改正なし。

5 施行期日

平成30年4月1日から施行する。